社債、株式等の振替に関する法律施行令、社債等の振替に関する命令の検討状況

（分割、併合における端数の処理についての考え方）

（外国人保有制限銘柄の証券決済レベルでの取り扱いの考え方）

・振替口座簿記載事項（法 129-3-7、政令）
外国人保有制限銘柄について、外国人である旨を振替口座簿に記載。

・振替株式の発行者が株主の口座を知ることができない場合（法 131、主務省令）
発行会社が株主の口座を知ることができない場合として合併、株式移転、株式交換を主務省令で定める場合とし、通知者は消滅会社等とする。

・振替株式の発行者が株主の口座を知ることができない場合の通知相手と通知事項（法 131、主務省令）
通知の相手方は、消滅会社等の株主、質権者とする。通知事項は、振替の同意、合併、株式交換、株式移転等の旨。

・特別口座の開設請求ができる者（法 133-2、主務省令）
特別口座の開設を請求できる者は、失念株主や略式質権者であって、振替開始時や合併時に権利を取得していて、株主名簿に記載・記録がない者とする。

・失念株主が単独で特別口座開設を請求できる場合（法 133-2、主務省令）
単独で特別口座開設をしても他の利害関係者の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合は、①相続、②株券発行の定款廃止から 1 年以内に旧株券とその取得証明を提出した場合、とする。

・株式併合、合併による端数の処理（法 136-5、法 138-5、政令）
株式併合、合併による端数の処理について、振替機関で名寄せ、端数の統合を行い、口座管理機関に指示。口座管理機関において、丸めて切り上げられた株数を記載。

・株式分割による端数の処理（法 137-5、政令）
株式分割による端数の処理について、振替機関で名寄せ、端数の統合を行い、口座管理機関に指示。口座管理機関において、丸めて切り上げられた株数を記載。

・合併により消滅する会社が振替機関に通知する事項（法 138-1-6、政令）
外国人保有制限会社に合併される会社は、その旨を振替機関に通知。

・その他政令で定める総株主通知（法 151-1-7、政令）
法 151 条で義務づけられる総株主通知のうち政令で定める場合として、会社更生法の基準日が定められた場合を指定。

・総株主通知の通知事項（法 151-1、主務省令）
総株主通知事項で、外国人保有制限銘柄において加入者が外国人である旨を主務省令で定める事項とする。

・特別株主の申出（法 151-2-1、主務省令）
総株主通知において、他の加入者を株主として通知することを求める特別株主の申出は、譲渡担保の場合とする。

・総株主通知の基準日等の通知（法 151-7、主務省令）
基準日や合併効力日は、その２週間前までに、発行者が振替機関に通知する。基準日の場合は、権利の内容も通知。

・少数株主権の行使期間（法 154-2、政令）
個別株主通知によって少数株主権を行使できる期間は２週間。（ただし、総会への議題提出等は２週間のうちに総会が終結すれば、その時点まで）

・外国人保有制限会社における個別株主通知事項（法 154-3、主務省令）
外国人保有制限会社においては、加入者が外国人である旨を主務省令で定める個別株主通知事項とする。

・株券喪失登録（法 159-2、主務省令）
株券喪失登録がされた場合、登録日の翌日から１年を経過した場合に登録者が名義人となる等を定める。